

随意契約理由書

件名	各所電気防食装置点検作業その1、その2
契約の相手方	日本防蝕工業株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 (1) 本業務は、電気防食装置の性能を維持するとともに、故障等を未然に防止することを目的とする点検作業である。 本作業の対象となる電気防食装置は上記契約の相手方が製作、納入を行ったものである。本作業には、機器の内部点検・調整を含んでおり、これを行うためには製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要するため、他の業者では実施が不可能である。 以上の理由から、本業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署	神戸市水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 078-361-7286)